

税制上の優遇措置

個人

越生学園への寄付金は、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、下記のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。

所得税の控除

本学園への寄付金は、所得控除として税務署で確定申告を行うことによって、所得税の控除を受けることができます。

算出式

(年間の寄付金額（総所得の40%が限度）－2,000円) × 所得税率 = 控除額

法人

日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度のご利用で、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。

お手続き

- ① 寄付者様より本校にご連絡
- ② 本校より「寄付申込書」と「振込依頼書」の送付
- ③ 寄付者様入金
- ④ 入金確認後、本校より「寄付金受領書」を送付

寄付金受領書の発行は1ヶ月程度要する場合があります。決算期等に間に合うよう余裕をもってお申し込みください。

寄付金受領書は原則として再発行されませんので、大切に保管してください。